

監発第22号
令和元年9月12日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤 裕



酒田市監査委員 後藤仁



財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してくださるようお願いします。

記

1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金・施設等の名称	団体名	所管部局		
酒田観光物産協会 負担金 酒田観光物産館	一般社団法人 酒田観光物産協会	地域創生部 交流観光課	5月16日～ 9月 6日	6月12日

2 監査の範囲

平成30年度の補助金及び指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

【一般社団法人酒田観光物産協会】

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

(1) 施設及び物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、酒田市観光物産館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、指定管理者が保管する台帳は確認できなかつた。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定に則り適正に管理すること。

(2) モニタリングと事業評価について（地域創生部交流観光課）

モニタリングと事業評価については、酒田市指定管理者制度事務取扱基準（平成30年3月改定）（以下「事務取扱基準」という。）に基づき、サービスの向上や管理運営の状況を監督するため、市と指定管理者とで指定管理業務等に関する意見交換や諸課題への協議を「連絡会議」として、年2回以上実施することになっているが、実施されていなかつた。また、指定管理者が各評価項目に対する自己評価を記載した上で、施設所管課の評価を記載した事業評価書を年度終了後60日以内に行政経営課に提出することになっているが、提出されていなかつた。事務取扱基準に則り、適正に行うこと。